

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

それでは、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について、並びに議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についての3議案につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

はじめに、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例（案）の制定についてでございますが、昨年より建設しておりました新しい消防庁舎が、このたび完成し、移転することに伴いまして、消防組織法第10条第1項に基づいて規定されています本条例の「消防本部の名称及び位置」につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

アンダーラインを引いた箇所が今回改めようとする箇所でございます。

2ページをお開きください。

第3条、「消防本部の名称及び位置」のうち、その位置につきまして、現行の「多度津町本通三丁目1番33号」を、移転先であります「多度津町大字青木951番地8」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてでございますが、この議案も新しい消防庁舎が、このたび完成し、移転することに伴いまして、同様に消防組織法第10条第1項に基づいて規定されています本条例の消防署の「位置、名称及び管轄区域」につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

アンダーラインを引いている箇所が今回改めようとする箇所でございます。

2ページをお開きください。

第2条、「位置、名称及び管轄区域」のうち、その位置について現行の「多度津町本通三丁目1番33号」を移転先であります「多度津町大字青木951番地8」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

引き続きまして、議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、旧準則であります「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」の一部改正に伴いまして、本条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

アンダーラインを引いた箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

まず、2ページの上段部分をご覧ください。

第3条の見出しを「任命」から「任用」に改め、

第3条を「消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。」と字句を改めようとするものでございます。

同条第1号では、全国的に消防団員不足の解消が課題となつておりますことから、消防団員の任用要件を緩和するため、「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」と任用要件を改め、居住するものだけでなく勤務する者、通学する者も任用が可能になることとしております。

また、同条第2号では「年齢18歳以上の者」と改め、任用時の上限年齢「45年未満」を削除して、高齢化しています島嶼部の実情にも合わせることであります。

同条第3号では、「志操堅固で、かつ、身体強健な者」と改め、現行の第2号及び第3号をまとめたものにしようとするものでございます。

続きまして3ページの上段をご覧ください。

「分限」のうち、消防団員が身分を失うことになる要件としての第7条第2項第2号を「第3条第1号に規定する資格を有しないこととなつたとき。」と、改正後の規定に該当しなくなつたものに改めようとするものでございます。1ページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、議案第13号、多度津町消防本部設置条例の一部を改正する条例

(案)の制定について、議案第14号、多度津町消防署設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、並びに議案第15号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例(案)の制定についてにつきましての、提案説明とさせていただきます。